

## 基本協定書(案) 質問記入欄

No	本編	別紙 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	○		1	2	2		当事者の義務	優先交渉権者は、事業契約締結のための協議において、本事業の応募における市の要望事項を尊重しなければならないとありますが、要望事項はあくまでも要求水準を逸脱しない範囲という理解でよろしいでしょうか。また、要求水準を逸脱しないということを明確化するためにも「要求水準書等を逸脱しない範囲で」という文言をご追記頂きたい、宜しくお願い致します。	お見込みのとおりですが、文言については原案のとおりとします。
2	○		3	6	8		事業契約等	遅延利息は年5%とありますが、数値の根拠についてお示しいただけますでしょうか。	確実に事業契約を締結できるように本事業で独自に設定したものでしたが、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に準じるように基本協定書を修正します。
3	○		3	6	6		事業契約等	「優先交渉権者の責めに帰すべき事由」とありますが、当該事由は本協定書の第6条5項に該当する事由という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	○		3	6	6		事業契約等	違約金支払い対象となる「優先交渉権者の責めに帰すべき事由」とは、基本協定書第12条と同様、基本協定書第6条5項を指しているかと理解して宜しいでしょうか。	No.3参照。
5	○		4	11	1	2	有効期間	本基本協定終了後も第10条、第12条、第13条、第15条の規定の効力は存続するものとするがありますが、第12条は本協定書締結後、事業契約締結までの期間の本事業の公募手続きに関する規定であるため、削除頂きたい存じます。	基本協定書第6条第5項各号に係る事由が、事業契約締結後に明らかになった場合であっても本市はその賠償を事業者を求めることができるように定めたものであり、原案のとおりとします。
6	○		4	12			談合等の不正行為に係る損害の賠償	「事業契約書(案)に示す事業期間に関わらず」と記載がありますが、優先交渉権者に対する規定であるため、「本協定書締結後、事業契約締結までの期間に」という意味であると存じます。事業契約締結後は事業契約の規定に従いますので、明確化すべく、上記のようにご修正頂けますでしょうか。	No.5参照。
7	○		5	12	3		談合等の不正行為	遅延利息は年5%とありますが、数値の根拠についてお示しいただけますでしょうか。	確実に事業契約を締結できるように本事業で独自に設定したものでしたが、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に準じるように基本協定書を修正します。